

社会福祉法人優輝福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 老人介護支援センターの経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ト) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (チ) 一般相談支援事業の経営
- (リ) 特定相談支援事業の経営
- (ヌ) 障害児相談支援事業の経営
- (ル) 移動支援事業の経営
- (ヲ) 福祉ホームの経営
- (リ) 障害児通所支援事業の経営
- (カ) 生活困窮者対策事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人優輝福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県庄原市総領町中領家字宮内476番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名の委員で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるとは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が70,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとする。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

- 第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

（責任の免除）

- 第25条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況な

どの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第26条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第27条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が署名又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第43条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第35条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、広島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、株式に換えて保管

することができる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書 (6)

財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

ない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第42条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(イ) トータルケアホームゆう愛の経営

(ロ) ユニバーサルリビング美湯の設置経営

(ハ) ユニバーサルホームゆうしゃいん庄原の設置経営

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人優輝福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

定款認可当初年月日 平成 2年 12月 4日

附 則 (平成 2年12月13日設立)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	山 中 茂
理 事	高 木 耕 造
〃	熊 原 保
〃	中 谷 ハヤコ
〃	田 邊 剛
〃	山 地 馨
〃	秋 山 儀 之
〃	甲 山 元 三
監 事	重 元 義 之
〃	加 藤 栄 三

附 則 (平成8年 4月30日広島県知事認可)

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成14年 3月26日広島県知事認可)

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成15年 3月 6日広島県知事認可)

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成15年10月27日広島県知事認可)

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成16年 8月 9日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成18年 2月 9日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成18年 2月 28日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成18年 8月 8日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成18年12月26日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成19年 4月 12日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成19年 8月 3日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成20年 3月 14日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成21年 2月 2日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成22年10月25日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成23年 3月 10日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する

附 則（平成24年11月26日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する

附 則（平成25年12月11日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する

附 則（平成27年1月22日理事会議決）

この定款の変更は、平成27年1月22日から施行する

附 則（平成28年 3月28日理事会議決）

この定款の変更は、平成28年3月28日から施行する

附 則（平成29年 1月26日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認可の日（平成29年1月30日）にかかわらず、社会福祉法附則第7条第2項の規定により、平成29年 4月 1日から施行する。

(別紙)

1 現金 1,000,000円

2 土地

用途	所在	地番	地目	地積(単位㎡)
特別養護老人ホームユーシャイン駐車場の敷地	広島県庄原市総領町中領家字宮内	483番3	雑種地	706
特別養護老人ホームユーシャイン駐車場の敷地	広島県庄原市総領町中領家字小迫	553番1	雑種地	216
通所介護事業所美湯・障害者多機能型事業所みとう温泉等の敷地	広島県庄原市宮内町字美湯	1353番2	宅地	1800.53
ケアハウス吉舎の敷地	広島県三次市吉舎町吉舎字西田	600番3	雑種地	269
ケアハウス吉舎の敷地	広島県三次市吉舎町吉舎字西田	601番2	雑種地	314
ケアハウス吉舎の敷地	広島県三次市吉舎町吉舎字西田	602番2	雑種地	309
ケアハウス吉舎の敷地	広島県三次市吉舎町吉舎字西田	603番4	雑種地	108
ケアハウス吉舎の敷地	広島県三次市吉舎町吉舎字西田	604番1	雑種地	396
ケアハウス吉舎の敷地	広島県三次市吉舎町吉舎字西田	605番1	雑種地	705
ケアハウス吉舎の敷地	広島県三次市吉舎町吉舎字西田	606番1	雑種地	718
ケアハウス吉舎の敷地	広島県三次市吉舎町吉舎字西田	607番1	雑種地	486
小規模多機能型居宅介護事業所・ケアホーム横山旅館の敷地	広島県庄原市中本町一丁目	1549番5	宅地	500.05
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	67番2	宅地	14.90
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	67番3	宅地	10.59
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	85番	宅地	362.24
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	86番	宅地	125.84
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	65番	山林	218
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	67番1	宅地	2252

用 途	所 在	地 番	地 目	地積(単位㎡)
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	84番	宅地	282
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	87番	宅地	225
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	88番	山林	431
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	90番1	山林	357
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	90番2	宅地	154
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	92番	宅地	311
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の敷地	広島県三次市甲奴町西野字山根	93番1	宅地	440
障害者支援施設ともいきの里の敷地	広島県庄原市総領町稲草字奥舟迫	63番3	田	44
障害者支援施設ともいきの里の敷地	広島県庄原市総領町稲草字奥舟迫	78番2	雑種地	451
障害者支援施設ともいきの里の敷地	広島県庄原市総領町稲草字船迫	99番3	雑種地	61
障害者支援施設ともいきの里の敷地	広島県庄原市総領町稲草字船迫	99番4	雑種地	2.92
特別養護老人ホームユーシャインの敷地	広島県庄原市総領町中領家字宮内	484番	田	561
特別養護老人ホームユーシャインの敷地	広島県庄原市総領町中領家字宮内	484番	用悪水路	13
特別養護老人ホームユーシャインの敷地	広島県庄原市総領町中領家字宮内	485番1	田	476
特別養護老人ホームユーシャインの敷地	広島県庄原市総領町中領家字宮内	486番1	田	567
特別養護老人ホームユーシャインの敷地	広島県庄原市総領町中領家字宮内	487番	田	1200
特別養護老人ホームユーシャインの敷地	広島県庄原市総領町中領家字宮内	488番	田	1084
特別養護老人ホームユーシャインの敷地	広島県庄原市総領町中領家字宮内	488番	用悪水路	6.61
地域密着型小規模特別養護老人ホーム・小規模多機能型事業所・福祉ホーム・ケアホームゆうしゃいん庄原の敷地	広島県庄原市宮内町字美湯	1353番1	宅地	1889.11
小規模多機能型居宅介護事業所三良坂の敷地	広島県三次市三良坂町三良坂字反	1782番	宅地	454

用 途	所 在	地 番	地 目	地積(単位㎡)
通所介護事業所十日市デイサービスの敷地	広島県三次市十日市東五丁目	5 1 1 番 3	田	1 6 1
通所介護事業所十日市デイサービスの敷地	広島県三次市十日市東五丁目	5 1 1 番 4	雑種地	2 0
障害者多機能型事業所ゆうしゃいん三次笑花敷地	広島県三次市十日市東五丁目	5 1 5 番 3	宅地	2 7 0 . 3 6
障害者多機能型事業所ゆうしゃいん三次笑花敷地	広島県三次市十日市東五丁目	5 1 5 番 1 5	宅地	2 4 6 . 6 0
小規模多機能型居宅介護事業所・共同生活介護事業所・小規模多機能型事業所ゆうしゃいん三次の敷地	広島県三次市畠敷町	2 3 8 番 1	宅地	1 7 6 1 . 0 3
小規模多機能型居宅介護事業所ゆうしゃいん塩町の敷地	広島県三次市塩町	2 1 1 2 番 4	宅地	4 1 9 . 6 3
生活体験ハウスの敷地	広島県庄原市宮内町字美湯	1 1 5 7 番	宅地	2 2 7 . 5 3
みとう温泉・ゆうしゃいん庄原等駐車場の敷地	広島県庄原市宮内町字美湯	1 3 6 6 番 1	宅地	8 8 4 . 8 2
みとう温泉・ゆうしゃいん庄原等駐車場の敷地	広島県庄原市宮内町字美湯	1 3 6 6 番 2	宅地	4 2 2 . 8 8
みとう温泉・ゆうしゃいん庄原等駐車場の敷地	広島県庄原市宮内町字美湯	1 3 6 6 番 3	宅地	4 6 1 . 9 5
障害者多機能型事業所みとう温泉作業所の敷地	広島県庄原市総領町木屋字国広	9 8 1 番 1	宅地	3 9 . 6 6
障害者多機能型事業所みとう温泉作業所の敷地	広島県庄原市総領町木屋字国広	9 8 1 番 2	宅地	6 3 8 . 0 1
就労継続支援 B 型事業所コージーガーデンの敷地	広島県三次市大田幸町字大伴	2 6 6 番 3	山林	2 4 5 5
就労継続支援 B 型事業所コージーガーデンの敷地	広島県三次市大田幸町字大伴	2 6 6 番 4	山林	9 1 2
就労継続支援 B 型事業所コージーガーデンの敷地	広島県三次市大田幸町字大伴	2 6 6 番 1 2	山林	7 5 8
就労継続支援 B 型事業所コージーガーデンの敷地	広島県三次市大田幸町字大伴	1 0 2 6 6 番 1 3	山林	9 9 7
就労継続支援 B 型事業所コージーガーデンの敷地	広島県三次市大田幸町字大伴	1 0 2 6 6 番 1 4	山林	5 0 5
就労継続支援 B 型事業所コージーガーデンの敷地	広島県三次市大田幸町字大伴	2 6 6 番 1 7	山林	1 6
就労継続支援 B 型事業所コージーガーデンの敷地	広島県三次市大田幸町字大伴	2 7 6 番	山林	4 9
就労継続支援 B 型事業所コージーガーデンの敷地	広島県三次市大田幸町字大伴	2 7 7 番	山林	6 2

用 途	所 在	地 番	地 目	地積(単位㎡)
就労継続支援 B 型事業所コージ ーガーデンの敷地	広島県三次市大田幸町字一本木	1 0 3 8 8 番 2	山林	8 9
就労継続支援 B 型事業所コージ ーガーデンの敷地	広島県三次市大田幸町字一本木	3 8 8 番 7	山林	5 7 0
就労継続支援 B 型事業所コージ ーガーデンの敷地	広島県三次市大田幸町字一本木	3 8 8 番 3 1	山林	6 4
障害者支援施設ともいきの里の駐 車場の敷地	広島県庄原市総領町稲草奥舟迫	6 9 番 5	雑種地	1. 4 2
障害者支援施設ともいきの里の駐 車場の敷地	広島県庄原市総領町稲草奥舟迫	7 8 番 3	雑種地	1 0 0
障害者支援施設ともいきの里の駐 車場の敷地	広島県庄原市総領町稲草奥舟迫	7 8 番 4	雑種地	0. 3 1
障害者支援施設ともいきの里の駐 車場の敷地	広島県庄原市総領町稲草字舩迫	9 9 番 7	雑種地	2. 0 4
障害者支援施設ともいきの里の駐 車場の敷地	広島県庄原市総領町稲草字舩迫	9 9 番 8	雑種地	3. 7 7
障害者支援施設ともいきの里の駐 車場の敷地	広島県庄原市総領町稲草字舩迫	9 9 番 9	雑種地	3. 6 1
障害者支援施設ともいきの里の駐 車場の敷地	広島県庄原市総領町稲草字舩迫	9 9 番 1 0	雑種地	1 8
障害者支援施設ともいきの里の駐 車場の敷地	広島県庄原市総領町稲草字舩迫	9 9 番 1 1	雑種地	5. 0 3
障害者支援施設ともいきの里の駐 車場の敷地	広島県庄原市総領町稲草字舩迫 9 9 番 1 2 の 雑種地	9 9 番 1 2	雑種地	1 1 7 4
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷 地	庄原市宮内町字美湯	1 3 6 2 番 1	宅地	1 7 3. 2 5
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷 地	庄原市宮内町字美湯	1 3 6 2 番 2	宅地	2 4. 8 9
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷 地	庄原市宮内町字美湯	1 2 4 5 番 1	宅地	1 6 0. 1 4
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷 地	庄原市宮内町字美湯	1 2 4 5 番 2	宅地	2 3 6. 1
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷 地	庄原市宮内町字美湯	1 2 4 6 番	宅地	3 7 7. 7 3
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷 地	庄原市宮内町字美湯	1 2 4 7 番	雑種地	0. 2 5
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷 地	庄原市宮内町字美湯	1 2 4 9 番	宅地	2 8 4. 5 4
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷 地	庄原市宮内町字美湯	1 2 5 0 番	宅地	3 0 1. 6
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷 地	庄原市宮内町字美湯	1 2 5 1 番	雑種地	0. 3 3
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷 地	庄原市宮内町字美湯	1 2 5 2 番	宅地	3 3 2. 0 7

用 途	所 在	地 番	地 目	地積(単位㎡)
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 5 3 番	宅地	4 1 7 . 0 4
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 5 4 番	宅地	2 2 6 . 7 3
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 5 5 番	宅地	2 2 2 . 7 1
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 3 3 4 番	宅地	4 2 7 . 6 3
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 5 6 番	雑種地	0 . 2 5
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 5 7 番	宅地	2 2 9 . 2 5
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 5 8 番	宅地	2 2 1 . 0 6
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 5 9 番	宅地	2 2 7 . 2
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 6 0 番	宅地	2 2 2 . 4 2
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 6 1 番	宅地	2 2 6 . 8 3
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 6 2 番	宅地	2 2 2 . 3 5
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 6 3 番	雑種地	0 . 2 5
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 6 4 番	宅地	2 2 6 . 3 6
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 6 5 番	宅地	2 2 2 . 6 2
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 6 6 番	宅地	2 1 6 . 8 5
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 6 7 番	宅地	2 1 9 . 2 7
ゆうしゃいん庄原の駐車場等の敷地	庄原市宮内町字美湯	1 2 6 8 番	雑種地	0 . 2 5
障害者福祉サービス事業所（就労継続支援B型）の敷地	広島県庄原市宮内町美湯	1 3 8 3 番	宅地	1 9 5 3 . 1 1
障害者福祉サービス事業所（就労継続支援B型）の敷地	広島県庄原市宮内町美湯	1 3 8 4 番	雑種地	2 8
障害者福祉サービス事業所（就労継続支援B型）の敷地	広島県庄原市宮内町美湯	1 3 8 8 番	山林	5 1 1 2

用 途	所 在	地 番	地 目	地積(単位㎡)
障害者福祉サービス事業所（就労継続支援B型）の敷地	広島県庄原市宮内町美湯	1390番	山林	345
障害者福祉サービス事業所（就労継続支援B型）の敷地	広島県庄原市宮内町美湯	1393番	宅地	6721.07
障害者福祉サービス事業所（就労継続支援B型）の敷地	広島県庄原市宮内町美湯	1394番	雑種地	4753
障害者福祉サービス事業所（就労継続支援B型）の敷地	広島県庄原市宮内町美湯	1395番	雑種地	169
障害者福祉サービス事業所（就労継続支援B型）の敷地	広島県庄原市宮内町美湯	1396番	雑種地	1543
障害者福祉サービス事業所（就労継続支援B型）の敷地	広島県庄原市宮内町美湯	1397番	雑種地	725
障害者福祉サービス事業所（就労継続支援B型）の敷地	広島県庄原市宮内町美湯	1401番	雑種地	611

3 建 物

用 途	所 在	種 類	構 造	床面積（単位㎡）
特別養護老人ホーム ユーシャイン	広島県庄原市総領町中領家字宮内476番地	老人ホーム	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造瓦葺平家建	1423.33
ユーシャイン車庫・物置	広島県庄原市総領町中領家字宮内476番地	車庫・物置	鉄骨造スレート葺2 階建	1階 77.32 2階 73.27
障害者支援施設ともいさの 里	広島県庄原市総領町稲草字奥舟迫 52番地、61番地、54番地、55番地、 78番地1、63番地1、56番地2、76 番地、53番地、77番地、54番地先	療護所	鉄筋コンクリ ート造瓦葺2階建	1階 1591.92 2階 41.71
障害者支援施設ともいさの 里の車庫	広島県庄原市総領町稲草字奥舟迫 52番地、61番地、54番地、55番地、 78番地1、63番地1、56番地2、76 番地、53番地、77番地、54番地先	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	77.74
障害者支援施設ともいさの 里の機械室	広島県庄原市総領町稲草字奥舟迫 52番地、61番地、54番地、55番地、 78番地1、63番地1、56番地2、76 番地、53番地、77番地、54番地先	機械室	コンクリートブロッ ク造	6

用 途	所 在	種 類	構 造	床面積 (単位㎡)
特別養護老人ホームユーシーイン	広島県庄原市総領町中領家字宮内476番地	老人ホーム	鉄筋コンクリート造 瓦葺平家建	760.01
認知症対応型共同生活介護事業所みら屋	広島県三次市三良坂町三良坂字反1783番地1	共同住宅	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建	284.95
通所介護事業所美湯・障害者多機能型事業所みとう温泉	広島県庄原市宮内町字美湯1353番2	デイサービスセンター	木造スレートぶき2階建	1階 513.20 2階 384.90
小規模多機能型居宅介護事業所・共同生活介護事業所横山旅館	広島県庄原市中本町一丁目1549番5	老人デイサービス	木造瓦葺2階建	1階 184.59 2階 179.50
小規模多機能型居宅介護事業所・共同生活介護事業所横山旅館	広島県庄原市中本町一丁目1549番5	老人デイサービス車庫	木造瓦葺平家建	28.61
小規模多機能型居宅介護事業所・共同生活介護事業所横山旅館	広島県庄原市中本町一丁目1549番5	老人デイサービス	木造瓦葺2階建	1階33.85 2階33.85
小規模多機能型居宅介護事業所・共同生活介護事業所横山旅館	広島県庄原市中本町一丁目1549番5	老人デイサービス	木造鉄板葺2階建	1階 119.13 2階 104.35
ケアハウス吉舎	広島県三次市吉舎町吉舎字西田606番地1、605番地1、601番地2、607番地1、602番地2、600番地3、603番地4	老人ホーム	鉄筋コンクリート造 陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建	1階 1264.06 2階 1010
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘	広島県三次市甲奴町西野字山根85番地、86番地、87番地	居宅	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	193.80
小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘の倉庫	広島県三次市甲奴町西野字山根85番地、86番地、87番地	倉庫	鉄筋コンクリート造 スレート葺平家建	33.48
小規模多機能型居宅介護事業所三良坂	広島県三次市三良坂町三良坂字反1783番地の1、1782番地	共同住宅	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	150.26
通所介護事業所十日市デイサービスセンター	広島県三次市十日市東五丁目515番3	保育所	木造スレート葺平家建	109.05
通所介護事業所十日市デイサービスセンター	広島県三次市十日市東五丁目515番3	保育所	木造スレート葺平家建	9.00
障害者多機能型事業所ゆーしゃいん三次笑花	広島県三次市十日市東五丁目515番地15、511番地3	店舗	木造ルーフィングぶき平家建	69.41
小規模多機能型居宅介護事業所・共同生活介護事業所・障害者多機能型事業所ゆーしゃいん三次	広島県三次市島敷町238番地1	寄宿舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	1階 244.62 2階 210.73 3階 210.73

用途	所在	種類	構造	床面積(単位㎡)
小規模多機能型居宅介護事業所ゆうしゃいん塩町	広島県三次市塩町2112番地4	デイサービスセンター・共同住宅	木造陸屋根2階建	1階 155.05 2階 151.94
生活体験ハウス	広島県庄原市宮内町字美湯1157番地	居宅	木造スレート葺2階建	1階72.00 2階68.00
障害者多機能型事業所みとう温泉作業所	広島県庄原市宮内町字美湯1353番地2	作業所	木造かわらぶき平家建	41.40
障害者多機能型事業所みとう温泉レストラン増築	広島県庄原市宮内町字美湯1353番地2	店舗	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	21.08
地域密着型小規模特別養護老人ホーム・小規模多機能型事業所・福祉ホーム・ケアホームゆうしゃいん庄原	広島県庄原市宮内町字美湯1353番地1	老人ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	1階 351.70 2階 873.35 3階 873.35
障害者多機能型事業所みとう温泉作業所	広島県庄原市総領町木屋字国広981番地2	居宅	木造瓦葺2階建	1階 147.50 2階26.44
障害者多機能型事業所みとう温泉作業所	広島県庄原市総領町木屋字国広981番地2	納屋	木造瓦葺2階建	1階54.54 2階39.66
障害者多機能型事業所みとう温泉作業所	広島県庄原市総領町木屋字国広981番地2	土蔵	木造瓦葺2階建	1階33.05 2階33.05
障害者多機能型事業所みとう温泉作業所	広島県庄原市総領町木屋字国広981番地2	木納屋	木造草葺平家建	19.83
障害者多機能型事業所みとう温泉作業所	広島県庄原市総領町木屋字国広981番地2	堆肥舎	木造瓦葺平家建	29.75
障害者多機能型事業所みとう温泉作業所	広島県庄原市総領町木屋字国広981番地2	物置	木造瓦葺平家建	8.26
就労継続支援B型事業所コーギーガーデン	広島県三次市大田幸町字大伴266番地4	店舗	木造かわらぶき平家建	128.19 57.74
事業所内保育施設のこのこのっこ	広島県三次市大田幸町字大伴266番地4	保育所	木造かわらぶき平家建	63.30
障害者多機能型事業所ゆうしゃいん三次の作業所	広島県三次市島敷町238番地1	作業所	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1階39.74 2階39.74
障害者多機能型事業所みとう温泉 作業所	広島県庄原市総領町中領家字宮内485番地1、486番地1、487番地	作業所	木造合金 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	311.56
障害者多機能型事業所みとう温泉 里山 SWEETS 幸房	広島県庄原市宮内町字美湯 1267番地、1266番地、1264番地、1265番地	作業所	木造合金 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1階95.64 2階81.15
通所介護事業所コーギーガーデン	広島県三次市大田幸町字大伴266番地4	デイサービスセンター	木造合金 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	168.00

定 款

社会福祉法人優輝福祉会